

令和2年7月1日

林弘法律事務所
弁護士 山 中 理 司 様

法務省大臣官房秘書課公文書監理室情報公開係
(代表03-3580-4111 (内線2036))

行政文書開示請求について（意思確認）

標記について、下記のとおり確認を求めますので、令和2年7月8日（水）までに回答願います。

なお、下記3①の請求については、現在対象となる行政文書を探索中ですので、別途御連絡いたします。

記

1 行政文書開示請求書の日付

令和2年5月13日（水）

2 法務省本省において行政文書開示請求書を受領した日付

令和2年5月15日（金）

3 請求する行政文書の名称等

①「検察官の勤務延長の必要性についての令和元年10月末頃時点での考え方を改めることとした理由」（令和2年4月15日付のメモ）及びその決裁文書

②海外に拠点を置いた国際的な犯罪組織や捜査手法に工夫を要するサイバー犯罪などに対応している検察官の氏名及びその年齢が書いてある文書（最新版）

4 行政文書の保有状況及び確認を求める事項について

令和2年5月13日付け行政文書開示請求書（当方受領同月15日）の記1「請求する行政文書の名称等」欄に、上記②のとおり記載されたことについて、あなたの請求の趣旨に該当する行政文書を法務省本省では保有しておりません。

このまま請求を維持された場合、行政文書不存在による不開示決定がなされるものと思われます。

つきましては、上記情報提供を踏まえ、請求をどうされるか回答願います。

5 開示請求手数料等について

上記②の請求を維持される場合、開示請求件数は1件、開示請求手数料は300円となります。現在、あなたからは開示請求手数料として収入印紙600円分を受領していますので、請求を維持される場合は、納付されている600円分の収入印紙のうち、300円分を充当し、不開示決定を行います。